

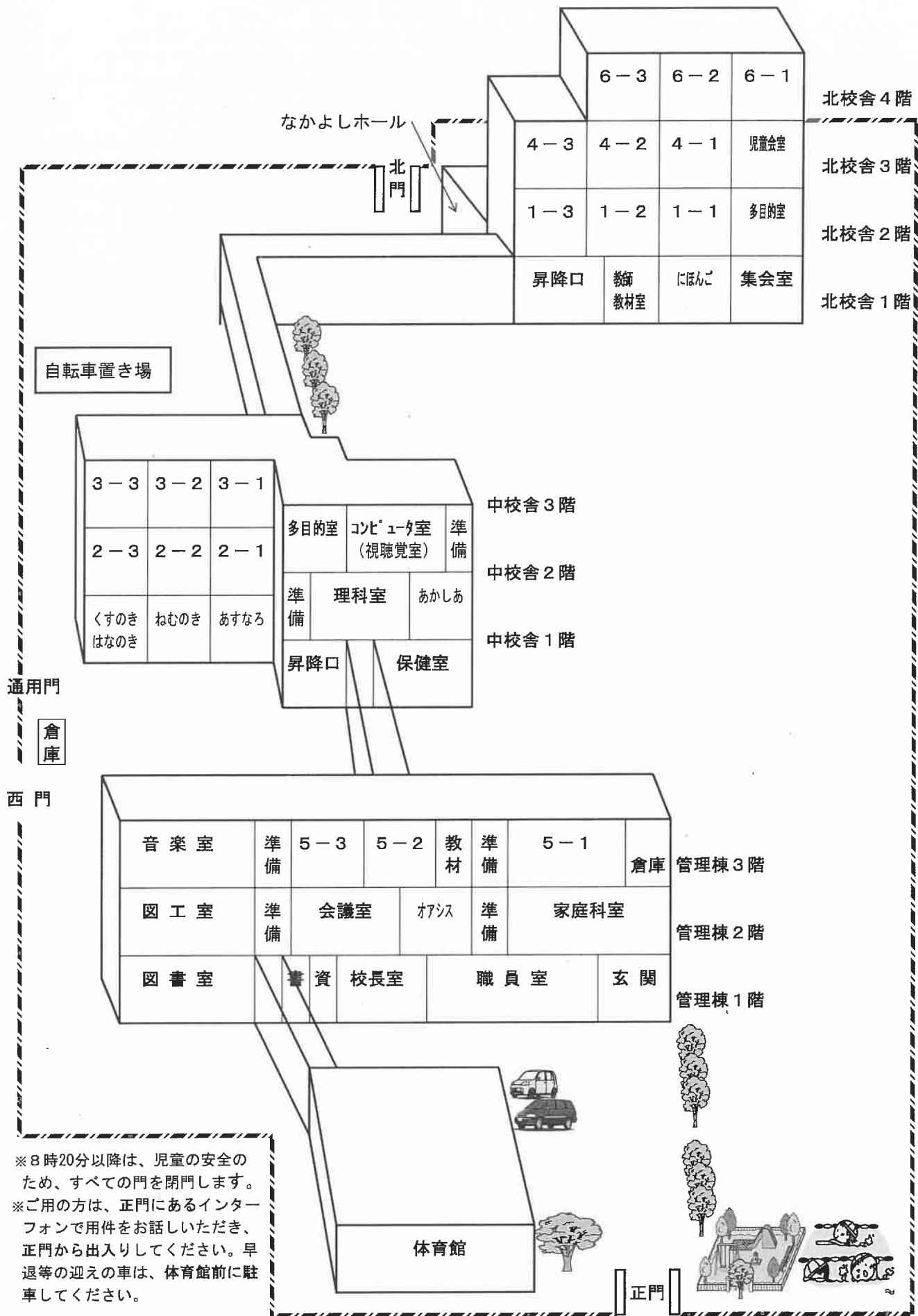
蟹江小ガイドブック

～保護者と学校をつなぐ～



蟹江町立蟹江小学校

令和5年度 教室配置図



目 次



★ 学 校 生 活 編

◇ 蟹江小学校の教育理念	1
◇ 年間行事予定	2
◇ 1週間の日課表	3
◇ 学区について	4
◇ 入学までの準備について	5
◇ よりよい学校生活のために	
①服装・持ち物	7
②学校生活のきまり	8
③保健室より	9
◇ 非常災害時における登下校	
台風・大雪・地震などのとき	10
◇ 「きずなネット」について	11
◇ 学校集金について	13



★ 手 続 き ・ 制 度 編

◇ 学校でけがをしたとき	15
◇ 特別な状況で欠席するとき（出席停止・忌引き・入学試験等）	16
◇ 転居・転校時の手続き	17
◇ 支援・各種相談	
①就学援助制度	18
②スクールカウンセラー	19
③通級指導教室「オアシス」	19
④蟹江町学校生活適応指導教室「あいりす」	20
⑤学校以外の教育関係相談窓口	21

★ そ の 他

◇ P T A活動について	22
◇ 学校ボランティアについて	23

蟹江小学校の教育理念

◆教育目標



校訓 「強く、正しく、よく励む」の具現化をめざします。

望ましい「かにっこ」像 の実現をめざします。

か 輝きのある元気な子

に にこにこと笑みいっぱいの子

つ 突き進む勇気のある子

こ 心を込めてあいさつのできる子、そして、なかよく学び合う子

◆合い言葉

「元気いっぱい、笑顔いっぱい、工夫いっぱい」

元気いっぱい

- ・地域の人々にあいさつができる子
- ・外で元気よく遊ぶ子
- ・好き嫌いなく食べる子
- ・学校を休まない子

笑顔いっぱい

- ・友達と楽しく会話できる子
- ・相手を思いやる子
- ・きまりを守る子
- ・歌声あふれる学級

工夫いっぱい

- ・人の話をきちんと聞ける子
- ・なかよく学び合う子
- ・粘り強く学ぶ子
- ・読書の好きな子



◆経営方針

子どもたちの将来を見据え、子どもたちの成長に英知を傾け、子どもたちとともに「共感」「共有」「協働」する教職員集団をめざします。

○子どもが生き生きしている学校・・・成就感と学ぶ喜びを感じている。

○自治能力が育つ学校・・・思いやりの心を基に、自律の精神が育っている。

○共に成長できる学校・・・子ども・保護者・教職員が互いに信頼し合っている。

年間行事予定（令和5年度）

月	儀式的行事	文化的行事	健康安全・体育の行事	遠足・集団宿泊的行事	勤労生産・奉仕的行事	児童会活動	その他の行事
4	入学式 始業式 着任式		身体測定 健康診断 避難訓練			1年生を迎える会 通学団会	PTA総会 授業参観 学級懇談会
5			健康診断 体力テスト	遠足 (1~4年) 校外学習 (6年)			地域訪問
6			健康診断 交通安全教室 プール開き 防災訓練 (引き渡し)	野外学習 (5年)			家族学級 講演会 福祉実践教室
7	終業式				大掃除	通学団会	個人懇談 青少年赤十字活動(高学年代表児童)
9	始業式		避難訓練	社会見学 (1~4年)		オータム集会	授業参観
10			運動会			児童会役員選挙	就学時健康診断 PTAバザー
11		芸術鑑賞会		修学旅行 (6年)			
12	終業式	かにっこ発表会 (3~6年)		校外学習 (5年)	大掃除	通学団会 ワイヤー集会	授業参観 個人懇談 青少年赤十字活動(高学年代表児童)
1	始業式		避難訓練				もちつき会
2		かにっこ発表会 (1・2年)				通学団会	授業参観 学年懇談会
3	卒業式 修了式				大掃除 6年奉仕作業	6年生を送る会 児童会役員選挙	

— 令和6年度年間行事予定は、4月のPTA総会で配付されます —

1週間の日課表



[日課表]

	時 間	月	火	水	木	金
かにっこタイム	8:20～ 8:35	朝礼(読書)	学習	読書	学習	読書(児童集会)
朝 の 会	8:35～ 8:45			朝 の 会		
第1時限	8:50～ 9:35					
休み時間	9:35～ 9:45			休 み 時 間		
第2時限	9:45～10:30					
休み時間	10:30～10:50			休 み 時 間		
第3時限	10:50～11:35					
休み時間	11:35～11:45			休 み 時 間		
第4時限	11:45～12:30					
給 食	12:30～13:20			給 食		
清 掃	13:20～13:40			清 掃		
休み時間	13:40～13:55			最 休 み 時 間		
第5時限	14:00～14:45					
帰りの会 (休み時間)	14:45～14:55	帰りの会	帰りの会 火～金：1年 火・水・金：2年 水：3年 委員会・クラブあり：4～6年 休み時間 木：2年 火・木・金：3年 火～金：4～6年(委員会・クラブの日除く)			
第6時限	14:55～15:40		(3～6年)	委員会(5・6年) クラブ(4～6年)	(2～6年)	(3～6年)
帰りの会	15:40～15:50			帰りの会 *クラブ・委員会は 15:50まで活動時間(着替え等含む)		

◆下校時刻



月	火	水	木	金
一斉下校 15:10	1・2年 15:00	1～3年 15:00	1年 15:00	1・2年 15:00
	3～6年 16:00	4～6年 16:00	2～6年 16:00	3～6年 16:00

Q. 下校後、学校に用事がある場合は、どうすればいいの？

A. 学校にお越しいただき、職員室へ声をかけていただくか、電話でお問い合わせください。

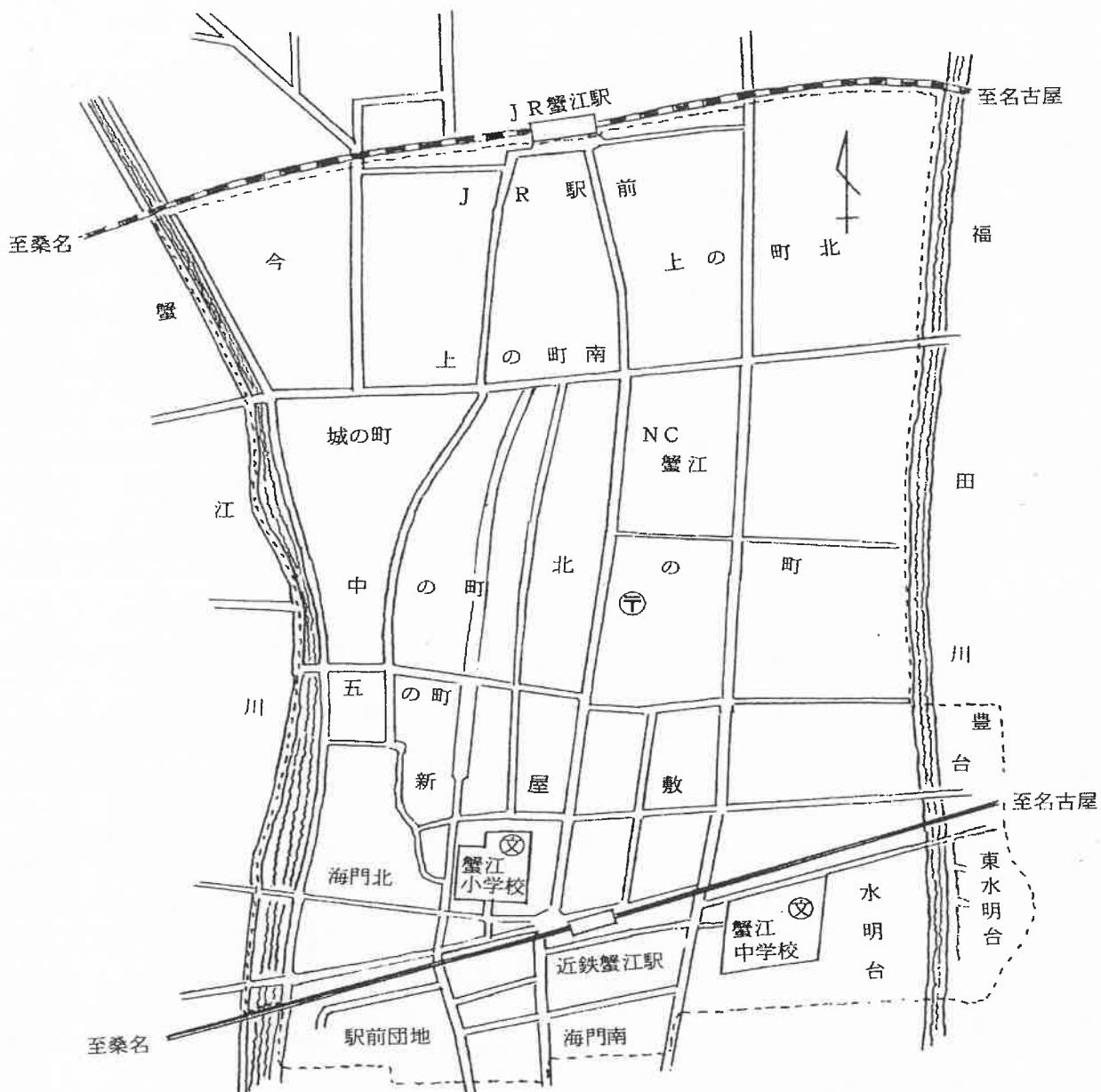
学区について

一 通学団 一

8時00分から8時10分頃までに学校に着くように、通学団で登校しましょう。

【蟹江小通学団名】

J R 駅前	今	上の町北	上の町南
城の町	NC 1・2・3・5	北の町	中の町（五の町）
新屋敷	豊台	海門北	海門南
駅前団地	水明台	東水明台	

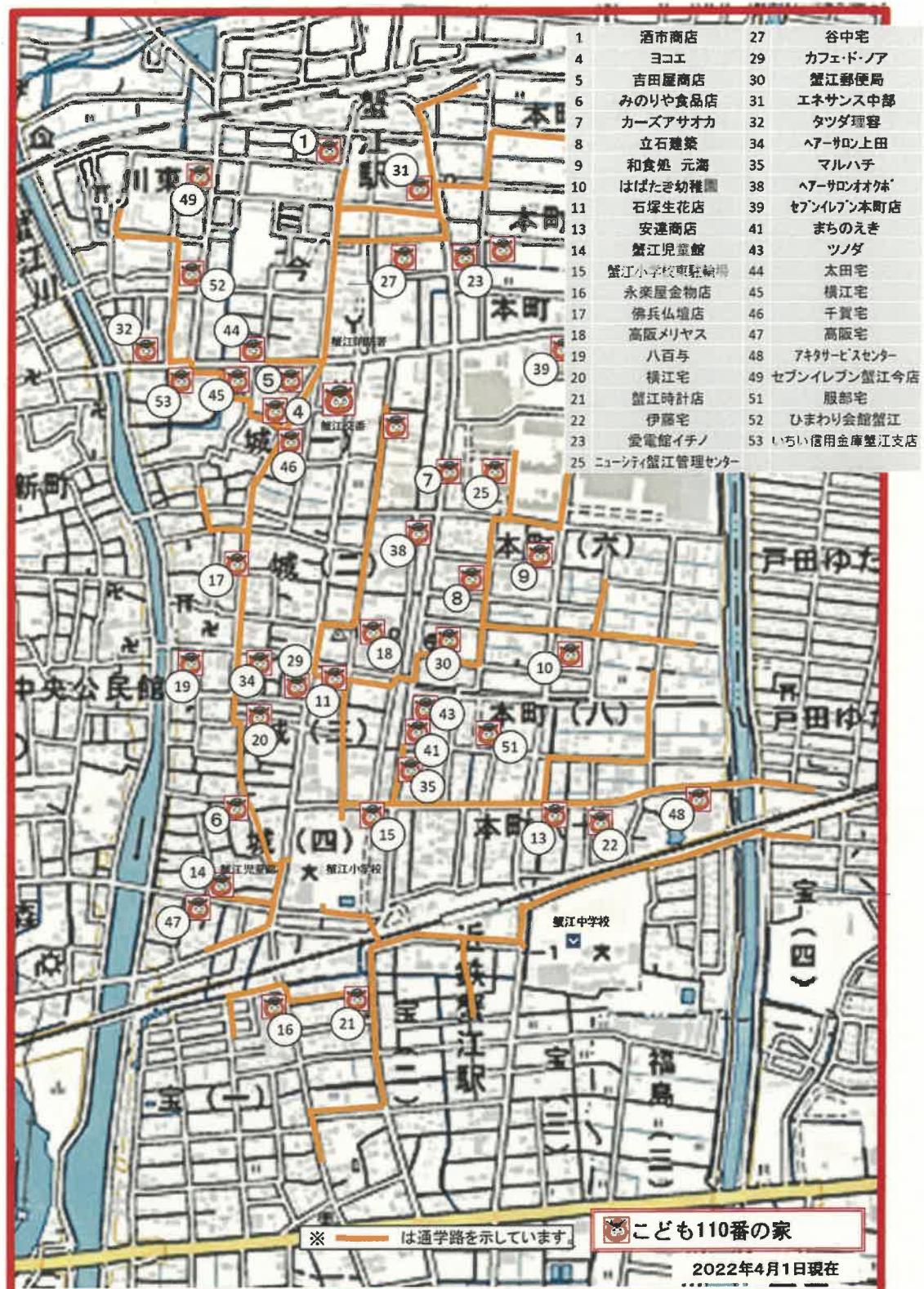


学区について

一通学路・こども110番の家

決められた「通学路」を登校・下校します。

「こども110番の家」が設置されています。あやしい車を見たり、こわい人にあったりしたら、「こども110番の家」に助けを求めましょう。



入学までの準備について

— 服装・持ち物 —

◆ 入学式までにご家庭で用意していただくもの

- ・バレーシューズ（2足）、シューズ袋（布製2）
- ・通学用運動靴（すぐにはける・脱げるもの）

上履き用（つま先：色なし）

体育館用（つま先：色つきく何色でもよい）



- ・筆入れ（シンプルで使いやすいもの）、筆記具

鉛筆（Bか2B）、赤鉛筆、消しゴム、下敷き



- ・ランドセル

軽くて留め金が簡単なもの



- ・体育の服装



赤白帽子、体操服を入れる袋

白シャツ、ハーフパンツ（青色）

ゼッケンは、名字のみをペンで大きく書いてください。
学年に同姓の人がいる場合、名字の横に名前の1文字を
小さく書いてください。胸側のみに付けます。

- ・うがい用コップ・マスクと袋

マスクは給食配膳時に全員着用



- ・置き傘1本

教室に保管、色や柄は自由



◆入学式までにご家庭で用意していただくもの（続き）

※就学時健診で体育館内に見本を置く予定です。

＜道具箱の中に入れるもの＞

- パス（クレパス） はさみ
- クーピーか色鉛筆12色
- スティックのり ネームペン
- カスタンネット 折り紙
- セロテープ



◆学校で購入の機会を設定するもの（購入を希望される方）

- 算数セット 粘土セット 道具箱 工作マット

・就学時健診または入学式終了後に販売します。単品購入もできます。

◆入学式の日に配付するもの

・無償配付するもの

- 教科書 黄色帽子（帽章） 防犯ブザー

・購入していただくもの ※代金は学年費より支払います。

- さくら型名札 氏名印 国語ノート 算数ノート
- 自由帳 連絡帳と連絡袋
- 個人情報保護ファイル（オレンジファイル）など

◆お願い

・持ち物すべてに、ひらがなで名前を記入してください。詳しくは入学式の日に、学年通信や担任よりお知らせします。

◆その他

・蟹江小モデルのハーフパンツ等は、下記の蟹江町衣料品組合の協力店で販売しています。

店名	住所	電話
ツノダ	本町9丁目168番地	96-7700

「必要なものを必要なときに持ってこられる子」「ものを大切にする子」をめざして以下のことについて指導しています。ご家庭でもご協力をお願いします。

◆ 服装（身につけるもの）について

- 登下校には黄色帽子をかぶりましょう。

- 名札は、左胸につけましょう。

○名札は学校で保管します。

○名札にシールやキーホルダーなどはつけないようにしましょう。

○名札の色は学年で決まっています。

(6色でローテーションします。令和6年度入学児童は白になります。)

○1年生1学期はさくら型名札を使用します。

- ハンカチ・ティッシュは、いつでも使えるように、身につけましょう。

- 防犯ブザー（笛）は登下校のときに、身につけましょう（首に掛ける方式は首に、ランドセル取り付け式はランドセルにつけましょう）。

- 季節や天候にあった服装をしましょう。手袋やコートは教室では脱ぎましょう。

☆手袋やコートなどはご家庭の判断で着用させてください。



◆持ち物について

- 学習に必要なものは、前日に準備し、忘れ物をしないようにしましょう。

- 学校へ持ってくるものには、すべて学年・組・氏名をはっきり書きましょう。

- 学習に必要なないものは、持てこないようにしましょう。

☆お茶（水筒）は、気温・天候等に応じて持たせてください。（夏季・校外学習は多めに）

※熱中症対策のため、お茶以外も可としています。

◆その他

- 身の回りの整理整頓をしましょう。

- ものをなくさずに、大切に使いましょう。

- 髪留めは華美にならないようにしましょう。

☆お子さまが身に付けているもの（服・髪留め・ポシェットなど）が安全であるかどうか、

常に確認をしてください。



蟹江小学校の児童として心身ともに健全で、思いやりのある明るい子となるよう以下のことについて指導しています。ご家庭でもご協力をお願いします。



◆ 登下校について

- ・8時00分から8時10分頃までに学校に着くように、通学団で登校しましょう。
 - ・登下校の途中、知らない人についていったり、知らない人の車に乗ったりしません。
- ☆熱中症防止のため、日傘を使用して構いません。期間は定めていませんので、天候や体調に合わせて使ってください。
- ☆欠席、遅刻、早退の場合は、必ず連絡帳（緊急の場合などは電話）で担任に連絡してください。遅刻、早退の場合は、必ず保護者の付添をお願いします。
- ☆8時20分以降に来校する場合は、正門（南門）から出入りしてください。正門のインターフォンを使って、用件をお話しください。

◆ 学校生活について

- ・まわりの人に思いやりをもち、きちんとあいさつができる子になりましょう。
- ・言葉づかいは正しくていねいにしましょう。
- ・廊下は静かに右側を歩きましょう。
- ・運動場で元気に遊びましょう。
- ・駐車場、校舎裏、プールや体育館のまわりでは遊ばないようにしましょう。
- ・遊具やバスケットボールコートは、みんなでなかよく使いましょう。
- ・マスクの着用、手洗い等、感染症予防に努めましょう。

○遊具・・・1・2年

○バスケットボールコート・・・3~6年

譲り合い、仲良く使いましょう

- ・雨天時は教室で静かに過ごしましょう。
- ・好き嫌いなく、何でも食べましょう。
- ・みんなで使うものや使う場所は、大切にしましょう。
- ・みんなで協力して、掃除をしましょう。



◆家庭生活について

- ・「おはよう」「行ってきます」「ただいま」など、あいさつをしっかりしましょう。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣を身につけましょう。
- ・出かけるときは、「どこへ、だれと、いつ帰るか」を家の人に言いましょう。
- ・家の人のお手伝いをすすんでしましょう。

◆校外生活について

- ・遊んでいるときに知らない人についていったり、知らない人の車に乗ったりしません。
- ・知らない人に声をかけられたり、追いかけられたりして、危険を感じたら、大声を出して助けを呼び、防犯ブザーを使いましょう。
- ・「こども110番の家」の場所を確かめておき、危ないとしたら助けを求めましょう。
- ・川や用水の近くでは、絶対に遊びません。
- ・水泳・水遊び・学区外に出かけるときは、大人と出かけましょう。
- ・花火など火を使うときは大人と一緒にやり、後かたづけもしましょう。
- ・友達の家に遊びに行くときは、その家の人がいるときにしましょう。
- ・よその人の土地や建物には勝手に入りません。
- ・公園で遊ぶときは、ルールを守りましょう。



◆交通安全について

- ・道路への飛び出しが絶対にしません。“止まれ”のところでは、必ず止まりましょう。
- ・見通しの悪いところは左右の確認をしましょう。
- ・道路を横断するときは、右・左・右をよく見て、手をあげて渡りましょう。

(ハンド・アップ運動)

- ・自転車に乗るときはヘルメットをかぶり、自動車や歩行者に注意して乗りましょう。
- ・自転車の二人乗りや並列運転はしません。
- ・暗くなってから自転車に乗るときは、ライトをつけましょう。



◆学校電話対応時間について

平日	午前7時30分から午後6時まで
夏季休業期間等	午前8時30分から午後5時まで
夏季休業等期間中の出校日	午前7時30分から午後5時まで
土日祝日及び学校閉校期間 (お盆・年末年始等)	終日自動音声による対応

※上記以外の時間では、原則自動音声による対応となります。

※児童生徒の生命や安全に関わるような事件事故などが発生し、時間外で緊急に学校へ連絡が必要となるときは、蟹江町役場 教育課 (0567-95-1111) までご連絡ください。

保健室は、児童の健康管理・健康の保持増進を図るため、健康診断・健康相談・救急処置等を行う場であり、学校保健活動のセンター的役割を担っています。

◆健康観察



- ・家庭で朝の健康観察をしてください。体調が悪く、遅刻・欠席する場合は、学校へ連絡帳でご連絡ください。
- ・家庭でも、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。また、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。

◆健康相談

- ・けがや病気に関することだけでなく、心身の健康に関することや悩みごとの相談にも応じています。身体の不調や悩みごと等があるときは、養護教諭や学級担任に声をかけてください。

◆救急処置

①けがについて

- ・けがの救急処置を行います。その範囲は、「救急蘇生法の指針一市民用一」を基準とします。継続的な処置は行いません。
- ・けがの処置として受診が必要であると判断した場合は、保護者に連絡し、医療機関に移送します。



⇒この場合、保健調査票に記載された「かかりつけ医療機関」を優先しますが、その医療機関が遠方または連絡が取れない時などは、学校近隣の医療機関と連絡を取り、移送します。保護者の同意を必要とする処置を行わなければならない場合に備えて、保護者の同伴をお願いします。この際は、保険証や子ども医療証を持参してください。

②体調不良について

- ・学校において体調が悪くなり、次の判断基準により学習の継続が困難であるとした場合は、保護者と連絡を取り、早退させます。その場合は、保護者によるお迎えをお願いします。

早退の判断基準

- ・発熱などの風邪症状がある場合
 - ・体温が平熱より1°C以上高い場合
 - ・脈拍が安静時1分間100回以上の場合
 - ・授業時間1コマ(45分間)安静にし、経過観察を行っても回復しない場合
- 【その他、体調により上記の限りではありません。】



非常災害時における登下校

台風・大雪・地震などのとき



◆ 暴風(雪)警報・特別警報が発表された場合

蟹江町、津島市、あま市、愛西市、弥富市、大治町及び飛島村（以下「海部地区」という。）のいずれかの市町村に発表された場合

登校前の場合	対応
午前6時30分までに警報が解除された場合	平常どおり授業
午前11時00分までに警報が解除された場合	第5时限より授業
午前11時を過ぎても警報が解除されない場合	当日の授業はなし

※警報が解除されても、浸水、道路・橋の破壊等で登校が危険な場合には、登校する必要はありません。また、学校及び学校周辺の状況等により開始時刻がずれる場合があります。

登校中・登校後の場合	対応
登校中の場合	各学校からの指示による。
登校後の場合	<p>安全に帰宅させ得ると認めた場合は、原則として授業を中止し、小学校は通学団（蟹江小は引き渡し）、中学校は一斉に下校させる。特別警報の場合は、即刻授業を中止し、児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校待機、保護者への引き渡し等）を行う。</p> <p>*<u>保護者等</u>の迎えを必要とする場合は、各学校から「お願い」がある。</p> <p>*気象状況等により、帰宅が危険と認められる場合は、校内に待機させる。</p>

※暴風(雪)警報発表が予測される場合は、前日までに給食中止の連絡をします。

◆ 大地震（震度5弱以上）が発生した場合・その他の警報（大雨・洪水・大雪等）が「海部地区」のいずれかの市町村に発表された場合

震度5弱以上・大雨・洪水・大雪	対応
登校前の場合	登校が危険であると保護者が判断された場合は、登校を見合させ、安全が確認されたら登校する。
登校中の場合	各学校からの指示による。
登校後の場合	<p>危険がなくなるまで、校内の安全な場所に待機させる。</p> <p>*<u>保護者等</u>の迎えを必要とする場合は、各学校から「お願い」がある。</p> <p>*気象状況や戸外・通学路の状況から判断し、授業を中止して、通学団で下校せることもある。</p>

「きずなネット」について

—緊急・お知らせメールシステム—

蟹江町では中部電力（株）の「きずなネット」サービスを利用して、学校からの緊急の連絡やお知らせを行います。

※ 登録はあくまで任意です。強制するものではありません。



◆配信される内容

種類	内容
学校連絡	台風、地震時の児童の引き渡し方法など 学校行事時の下校時刻など
防犯情報	不審者に対する情報など

◆登録方法

- ・次ページの登録方法にしたがって登録してください。
- ・登録料は必要ありませんが、メールの送受信にかかる通信料やインターネットの接続料は受信者の負担となります。
- ・パソコンのメールアドレスでの登録もできますが、緊急性・利便性という点から携帯電話での登録をお勧めします。
- ・携帯電話の回線状況や電波状況によりメール配信時刻に遅延が生じることがあります。
- ・年度の終わりには、教育委員会から詳しい案内文書が出ます。
- ・新1年生の保護者様は、1月1日以降に登録してください。

◆修正・解除方法

- ・次ページの登録方法に準じ、修正・解除をしてください。

◆問い合わせ先



中部電力株式会社インターネットシステムお客様サポート

【TEL】 0120-342-089 (フリーダイヤル)

{ 平日 9:00 ~ 12:00 , 13:00 ~ 17:00 }

【E-mail】 info@cep.jp

「きずなネット連絡網」の登録方法 保管してください

連絡網名：蟹江小学校 連絡網

Step.1 アプリのインストール



- ①左のバーコードを読み取ってください。
※読み取れない時は[App Store]または[Google Play]から
「きずなネット」で検索
- ②インストールして、アプリを開いてください。
- ③「利用規約」への同意と、プロフィール登録をお願いします。
- ④ホーム画面の「きずなネット連絡網の登録はこちら」を押してください。



Step.2 連絡網の登録

- ①右の<登録用バーコード>を読み取ってください。
- ②別画面が開きますので下のStep.3に進んでください。
- ※バーコードが読み取れない場合は、「2次元コードを読み取れない方はこちら」を押し、下記アドレスの入力をお願いします。

登録用アドレス

m.kanie-e@cep.jp

<登録用バーコード>



Step.3 お名前など登録情報の入力

- ①表示されたウェブブラウザ画面に沿って登録します。

例・「登録者本人のお名前」欄 → 登録操作をしているご本人のフルネーム
・「1年生」等学年の欄がある場合 → 登録時点の学年の欄に、お子さまのフルネーム
・チェック欄とグループ名がある場合 → 配信を希望するグループにチェック

- ②「ご希望の連絡網に登録しました」と表示されます。

- ③アプリに戻り、画面下の「連絡網」を押します。

- ④「連絡網名」の表示を確認して完了です。



<修正・追加登録> Step1 の④から操作してください。上書きとなりますので、すべて再入力してください。
操作がご不明な場合は、ホームの「よくあるご質問」から「ヘルプ&ガイド」をご参照ください。

※スマートフォンの故障・買い替え等の時にこの用紙が必要になります。捨てずに保管をお願いします。

<メールでの登録方法>



- (1)Step2に記載の登録用アドレス宛に空メールを送信してください。
- (2)返信メールが届きましたら、返信メール内のURLをクリックしてください。
- (3)Step3を参考に、画面に沿って登録してください。
※@cep.jpからのメールが受信できるよう、受信許可設定およびURL付きのメール受信が可能かを確認してください。

<修正・追加登録> (1)から操作してください。上書きとなりますので、すべて再入力してください。
<解除方法> mgstop@cep.jpへ空メールし、返信メールから解除してください。

登録に関するお問い合わせ

きずなネット

検索

<http://kizuna.chuden.jp/help/>

0120-342-089

平日 9:00 - 12:00 / 13:00 - 17:00

info@cep.jp



学校集金について

学校教育にかかる費用のうち、保護者のみなさんに負担していただく経費のことと学校集金といいます。



◆種類と金額

種類	内容	金額
学年費	ドリルなどの各種教材費 遠足や社会見学の費用 紙代 など	月額 1,000 円～3,000 円程度 (月ごとに集金額が異なります。詳細は学年だよりでお知らせします。)
給食費	小学校 1 食 230 円	230 円×実施回数を翌月に集金します (7月分は9月、3月分は3月)
積立金 (5、6年生のみ)	野外学習 修学旅行費用 卒業アルバム代 など	月額 2,000 円程度
PTA会費	PTA 活動における費用	月額 100 円(予定)

◆集金方法

- ・方 法 毎月、口座振替で集金を行っています。《ゆうちょ銀行（郵便局）のみ》
(8月は振替を行いません)
- ・手続き ①ゆうちょ銀行（郵便局）で口座を開設してください。
(すでに口座をお持ちの方は、その口座をご利用ください)
②入学前・転入時にお渡しする「自動払込利用申込書」に必要事項を記入の上、
郵便局の窓口へ提出してください。



◆引き落とし日（振替日）

- ・引き落としは、毎月2日です。※変更する場合があります。
2日が土日祝日の場合は、翌営業日（次の平日）になります。
- ・引き落とし手数料が、児童一人、1回につき10円かかりますので、ご了承ください。



Q. 残高不足で引き落としができなかった場合は？

A. 現金で集金させていただきます。お知らせの文書と集金袋をお渡ししますので、よろしくお願ひいたします。

自動払込利用申込書(記入例)

- ※ 2枚目に写るよう太枠線内の部分を強くご記入ください。
- ※ 最寄の郵便局に通帳を持参し12月末日までに受付をしてください。

よろしくご協力お願ひいたします。

通帳と同じ住所を記入する。

自動払込利用申込書		申込専用			
<small>*入枠内にボールペンではっきりとご記入ください。 ※「お届け印」欄には、通常料金のお届け印を押してください。 ※場合は口座連絡を併せて、ご提出ください。 ※最近お受取りになった領収書をお持ちの場合には、窓口にご提示ください。</small>					
お申込人(口座名義人)	郵便番号 (〒 497-0040)				
	おところ おなまえ 日中ご連絡先 電話番号	愛知県海部郡蟹江町城四丁目500番地 カニエ イチロウ 蟹江一郎 携帯 会社 自宅 0567-95-2037			
払込先	記号番号	1 通帳をよく見て記入する			
	加入者名 口座番号				
払込開始月	年 月から	払込日 每月 日 (再払込日 日) 土・日・祝日の場合は翌営業日			
払込金の種別 <small>該当の項目に印をつけてください。</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 電気料金 20	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅使用料 25	<input checked="" type="checkbox"/> 授業料等 29	<input checked="" type="checkbox"/> 請駆代金 34	
	<input checked="" type="checkbox"/> ガス料金 21	<input checked="" type="checkbox"/> 公庫償還金 26	<input checked="" type="checkbox"/> 読料 31	<input checked="" type="checkbox"/> 脱金 35	
	<input checked="" type="checkbox"/> 水道料金 22	<input checked="" type="checkbox"/> 育英会返還金 27	<input checked="" type="checkbox"/> 年金保険 32	<input checked="" type="checkbox"/> 30	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電話料金 23	<input checked="" type="checkbox"/> 各種保険料 28	<input checked="" type="checkbox"/> 会員 33	<input checked="" type="checkbox"/> 30	
<small>*ご契約者欄は記入する</small>					

通帳の印鑑を使用する

現在の住所を記入する (上記の住所と同じ場合は同上とする) 保護者氏名	
ご契約者	おところ おなまえ 日中ご連絡先 電話番号
記号番号	力ニエ タロウ
<small>★必須:お子様の名前を記入する。</small>	
<small>蟹江町教育委員会通知書の 通知番号を余白に記入する。</small>	

学校でけがをしたとき

— 災害共済給付制度 —

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、万が一、学校生活の中でお子様がけがなどをして医療機関にかかった場合に、医療費や見舞金を保護者に給付する制度です。

◆給付の対象

学校の管理下における児童生徒の負傷・疾病に対する医療費、障害または死亡が給付の対象です。

※学校の管理下とは、登校するときから、下校するまでの間のこと、決められた通学路での登下校や、遠足・校外学習・運動会・修学旅行・野外教育活動・授業後の部活動・学校から参加する各種大会などを含みます。

◆掛金

年間1人935円（R5）必要ですが、蟹江町では町が全額負担しています。



◆申請の手続き



学校でけがをして医療機関にかかった場合、保護者の方へ用紙をお渡しします。「医療等の状況」は病院で、「日本スポーツ振興センター災害給付金振込希望口座」は保護者の方で記入していただき、学校に提出してください。

◆給付金額

療養費 5,000円（自己負担 1,500円）以上が給付の対象になります。

（例）療養費 5,000円の場合

医療保険（保険証）3,500円	自己負担 1,500円
-----------------	-------------

日本スポーツ振興センター給付金は 2,000円

医療費 1,500円	見舞金 500円
------------	----------

◆給付方法

- 給付金の請求は、1か月ごとに行いますので、治療が翌月にかかる場合は新たに用紙をお渡しします。その場合は、お申し出ください。
- 蟹江町子ども医療助成があり、自己負担（窓口での支払）ありませんので、見舞金のみが給付金として保護者の通帳に蟹江町より振り込まれます。

◆給付の制限

- けがなどをした日から2年以内に請求しない場合、給付の請求権がなくなります。
- 損害賠償など、第三者などにより補償を受けた場合は、給付を行わない場合があります。
- 生活保護世帯の児童生徒のけが・疾病については給付されません。（別の制度があります。）

特別な状況で欠席するとき

— 出席停止・忌引き・入学試験等 —

◆出席停止

- 病気で学校を休む場合、その病気によっては「出席停止」といって、欠席扱いにならない場合があります。医師の診断に基づきます（診断書は不要）ので、分かり次第学校にお知らせください。

【主なめやすとして】

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで



結核	学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
腸管出血性大腸菌感染症		
流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎		
その他の感染症	手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎 ヘルパンギーナ（流行性の夏かぜ）、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、など	

◆忌引き

- 親戚にご不幸があったとき、それに関連する欠席については出席簿上で忌引き扱いになる（学校を休んでも欠席にならない）場合があります。ただし、児童・生徒と亡くなった方との続柄によって、忌引きになる日数が以下のように異なります。（遠距離の場合は、往復の日数も加えることができます）

父母	7日以内	祖父母	3日以内	曾祖父母	1日以内
兄弟姉妹	3日以内	おじ・おば	1日以内		

◆入学試験等（入学試験・適応指導教室出席など）

- 入学（就職）試験当日は、出席停止・忌引き等と同様に、「欠席」扱いにはなりません。
- 学校生活適応指導教室（あいりす）等に出席の場合は、「出席」扱いとなります。

転居・転校時の手続き

◆転居等にともなう転校の手続き

① 今、通っている学校へ



- ・転居予定日／転居先の住所／転校先の学校名
を分かりしやすい担任に連絡してください。



② 蟹江町役場へ



- ・住民課で住民票の異動手続きをします。
- ・教育課で「転出学通知書」を発行してもらいます。

③ 今、通っている学校へ



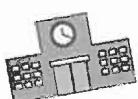
- ・学校へ「転出学通知書」を提出してください。
- ・「在学証明書」／「教科用図書給与証明書」
を学校で発行してもらいます。

④ 転出先の市役所（町・村役場）へ



- ・住民課で住民票の異動手続きをします。
- ・教育課で「転入学通知書」を発行してもらいます。

⑤ 転校先の学校へ



- ・転校先の学校に電話連絡をしてください。
- ・「転入学通知書（市役所等で発行）」を提出してください。
- ・「在学証明書」／「教科用図書給与証明書」を提出してください。

◆必要な書類

在学証明書	学籍の異動など、転校先の学校との引継ぎに必要です。
教科用図書給与証明書	蟹江町の学校と転校先の学校とで教科書が同じか確認します。
転出学・転入学通知書	教育委員会から学校への通知文書です。

支援・各種相談

①就学援助制度

経済的な理由でお困りのご家庭に対して、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。蟹江町では、新入学学用品費・学用品費・修学旅行費・給食費が援助対象費用となります。

◆対象となる家庭

- ① 生活保護が廃止または停止された家庭
- ② 町民税が非課税または減免された家庭
- ③ 個人事業税または固定資産税が減免された家庭
- ④ 国民年金の掛金が免除、または国民健康保険税が減免された家庭
- ⑤ 児童扶養手当が支給された家庭
- ⑥ 生活福祉資金の給付を受けた家庭
- ⑦ その他経済的理由のある家庭

☆注意☆

上記のいずれかに該当していても、所得額が認定基準額を超過している場合は、援助を受けることができません。

◆申請方法

- ・受給申請書（教育委員会にあります）
- ・援助費の振込み先となる保護者名義の預金通帳（ゆうちょBKも可）
- ・世帯全員のマイナンバー通知書 又は カード
- ・賃貸住宅にお住まいの方は、家賃がわかる書類（賃貸契約書）
- ・をお持ちのうえ、蟹江町教育委員会（蟹江町役場2階 教育課）へ。



【詳細については教育委員会へご確認ください。申請の案内は町広報誌にも掲載されます。】

毎年、教育委員会への申請が必要です。

なお4月中に申請し、認定がなされれば4月分から援助を受けることができます。

（申請は、蟹江町教育委員会にて随時おこなっています。）

支援・各種相談

③スクールカウンセラー

臨床心理に関して高度な専門的知識や経験をもつスクールカウンセラーが、相談に応じます。蟹江町の中学校区にはそれぞれ1名ずつスクールカウンセラーが配属され、概ね、中学校は週に1回、小学校は月に1~2回勤務しています。

◆カウンセリングについて

- 保護者や児童生徒本人から悩みなどを聴いて、その解決の手助けをします。例えば、いじめや不登校などの他の児童生徒の問題行動を解決するために、保護者や児童生徒本人の話を聴いて、必要に応じてアドバイスをしています。



◆相談予約について

- カウンセリングの希望がありましたら、お子様が通っている学校の教頭に連絡をしてください。スクールカウンセラーの予定を調整し、後日、保護者の方に相談日時を連絡させていただきます。



支援・各種相談

④通級指導教室「オアシス」

蟹江町の小中学生を対象として通級指導教室「オアシス」を設置しています。通常学級に在籍しており、心身の問題から起きた困難な状況をかかえている児童生徒に、週1時間程度の個別に応じた指導をするための教室です。

◆設置校について

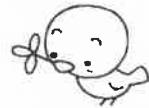
- 「オアシス」は、蟹江小学校、学戸小学校、蟹江中学校にて開設しています。設置されている3校以外の児童生徒は、時間割等の諸条件が整った場合に巡回指導を受けたり、指導の時間だけ他校へ通ったりすることがあります。他校へ通う場合は、原則として送迎が必要となります。

◆入級について

- 本人・保護者の希望があり、校長や教育委員会が入級について適切と認めた場合に受けられます。
- お子様の様子で気になることがありましたら、お子様が通っている学校の担任へご相談ください。

支援・各種相談 ⑤蟹江町学校生活適応指導教室「あいりす」

「あいりす」は、学校へ行きたくても行けない子どもたちや、休みがちになっている子どもたちを支援する教室です。



「あいりす」では不登校児童生徒への手助けとして、こんなことをめざします。

- 自分の意志で、家から外へ出る習慣を身に付ける。
- 人と話すことが、楽しく感じられるようにする。
- 自信をもって行動し、学校復帰へのきっかけをつかむ。



「あいりす」での約束ごと

- ・平日の月曜日から金曜日、午前9時から午後3時までの入室です。
午前のみ、午後ののみの出席でもかまいません。できるところから進めます。
- ・出席は、在籍校での出席と同じ扱いになります。
- ・昼食は給食ですが、お弁当でもかまいません。
- ・実習などの実費以外は無料です。
- ・服装は自由ですが、華美にならないようにしてください。
- ・中学生は制服やジャージを基本とします。



「あいりす」での活動内容

- ・自分に合った学習をします。
- ・陶芸やクラフトなどの創作活動をします。
- ・散歩をしたり、運動を楽しんだりします。
- ・気の合う人と話したり、ゲームをしたりして楽しめます。
- ・悩み事や心配事について相談できます。



「あいりす」の見学や相談・入室を希望される場合は、在籍校
または教育委員会へ気軽にお問い合わせください。

あいりす 住 所：蟹江町宝二丁目477番地
TEL：96-4415

教育委員会 TEL：95-1111（内線211）



支援・各種相談

⑥学校以外の教育関係相談窓口

毎日の生活の中で、お子様に悩みがあつたり、心配ごとがあつたりした場合には、学校もしくは蟹江町教育委員会までご相談ください。

学校や教育委員会以外でも、教育相談を受け付けている公的な専門機関がたくさんあります。下の表でその一部を紹介させていただきます。学校等には相談しづらい場合、どこに相談したらよいかわからない場合には参考にしてください。

一度電話などで問い合わせてからご利用ください。



機 関 名	内 容	受 付 時 間 等
「あいりす」蟹江町 住所 蟹江町宝 2-477 TEL 0567-96-4415	学校生活適応指導 不登校等	月～金曜日 9時～16時
海部児童・障害者相談センター 住所 津島市西柳原町 1-14 TEL 0567-25-8118	子どもの養育に関する相談 子どもの発達に関する相談	月～金曜日（要予約） 9時00分～17時15分
教育相談室 (愛知県総合教育センター) 住所 愛知郡東郷町大字諸輪 字上鉢 68 TEL 0561-38-2217 (一般教育相談) TEL 0561-38-9517 (特別支援教育相談)	一般教育相談 (身体・精神、学業、不登校、いじめ、非行、進路等) 特別支援教育相談	月～金曜日（要予約） 9時～17時
子どもの人権110番 (名古屋法務局人権擁護部) TEL 0120-007-110	いじめ・虐待など子どもの人権に関する相談	月～金曜日 8時30分～17時15分
教育相談こころの電話 (愛知県教育スポーツ振興財団) TEL 052-261-9671	いじめ・発達・就学など教育全般の電話相談	10時～22時 (年末年始を除く)
あいち発達障害者支援センター 住所 春日井市神屋町 713-8 TEL 0568-88-0849	自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害の子ども・保護者への援助	月～金曜日 10時～12時 13時～16時

PTA活動について

— 蟹江小学校のPTA活動 —

子どもたちの健全な成長と幸せを願って、保護者（家庭）と教師（学校）が共に手を携えて活動しています。



◆ どんなことをするの？

- ・家庭と学校の連携に関するこ

PTA総会、授業参観、懇談会、家族学級、運動会、芸術鑑賞会、かにっこ発表会、学校保健委員会等に参加します。

- ・保護者及び教師を対象とした研修

PTA研修会、PTA講演会等があります。

- ・児童が地域で安全な生活を送れるようにすること

通学路点検、ストップマーク貼りなどを行います。

- ・会員の親睦

PTAクラブ活動（書道・陶芸・生け花）などがあります。

- ・その他

PTAバザー、ノートGS（ノーテレビ・ノーゲーム・ノーステイアッピ）ウィーク・デー、もちつき会、等があります。

- ・交通当番（旗当番）・・・毎朝、保護者全員が交代で、交差点や横断歩道に交通安全旗持つて立ち、児童が安全に登校できるよう見守ります。町内の役員の方が連絡しますので、ご協力をお願いします。



◆ 役員にはどんな役があるの？

- ・本部役員・・・会長1名、副会長6名、監事2名、庶務会計1名、顧問2名

- ・学級常任委員・・・学級2名 38名（1年生は入学式の日に決めます。）

- ・地区常任委員・・・13地区 13名 合計63名の役員がいます。

○年間4回役員会を開き、PTA活動の企画・運営を行っています。

◆ PTA委員会活動ってなに？

- ・学年による仕事の偏りはありません。役員が研修・広報・保健厚生・校外指導の4つの委員会に分かれて、活動しています。

研修委員会

- 読み聞かせ
(年6回実施のうち、担当学年のときに参加)
- PTA研修会

広報委員会

- PTAだより
「こちカニ」の発行
(年4回)
(作成のための編集委員会に参加)

保健厚生委員会

- 給食試食会、学校保健委員会の参加
- クリーン活動(トイレ掃除・除草)を年3回実施

校外指導委員会

- 通学路点検
(下校への付き添い、ストップマーク添付)を年3回実施
- 地域環境調査

学校ボランティアについて

— 蟹江小学校の地域ボランティア —

たくさんの地域の方々がボランティアとして、子どもたちのために活動し、学校を支えていただいています。子どもたちも教職員もとても感謝しています。

◆かにっこみまもり隊

北校舎ができた平成17年6月に結成されました。現在13名の隊員の方が交代で二人ずつ校内に常駐し、子どもたちの安全を見守っています。

隊員の方は、不審者の監視のかたわら、草取りや落ち葉拾い、学校施設の修繕等、かつての経験を生かし、自主的に子どもたちのために取り組んでいます。また、子どもたちの遊び相手や話し相手にもなってくださっており、隊員の方のまわりには、子どもたちの笑顔の輪が広がっています。蟹江小学校にとってなくてはならない存在です。



◆学校支援ボランティア

平成19年度に蟹江町教育委員会が「学校支援ボランティア」の制度を立ち上げました。学校の教育活動や環境整備などについて、保護者や地域の方々が、ボランティア活動をするものです。週2~4時間程度、算数や国語の授業を中心に子どもたちの勉強の手助けをしていただいています。

◆クラブ活動ボランティア

クラブ活動の時間（水曜日第6時限）に4年生から6年生の子どもたちと一緒に楽しく活動していただいています。ボランティアの方は、特技を生かしたクラブに所属しています。

XE

蟹江小ガイドブック

平成22年11月発行
令和 5年 9月改訂

【監修】 蟹江町教育委員会

【発行】 蟹江町立蟹江小学校
〒497-0040 海部郡蟹江町城四丁目 500 番地
Tel 0567-95-2037 Fax 0567-96-3994
E-mail:kaniesyo@kanie-schoolnet.jp
URL : <http://kanie-e.kanie-schoolnet.jp/>